



平成21年5月21日

各 位

会社名 東和メックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 村田 三郎
(コード番号 6775 東証 第2部)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 山口 和男
電話番号 03-5684-2321 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月29日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛)」の導入、変更、継続及び廃止に関する株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に本対応策方針の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定(第17条)を新設するものであります。

(3) その他、上記変更に伴い条数の繰り上げを行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成21年6月29日(月曜日)

定款変更の効力発生日：平成21年6月29日(月曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(単元未満株式に係る株券の不発行)</u> 第10条 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条～第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第33条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第17条 株主総会においては、法令または定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>第18条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第32条～第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>1. 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱 わない。</u></p> <p><u>2. 前項および本項は、平成22年1月6日をもっ てこれを削除する。</u></p>

以上